

■「業務用ノート型パソコン（リース・標準スペック）その1」他3件の入札等に関する問い合わせへの回答
入札等に対して、問い合わせがあった内容について以下のとおり回答します。

令和6年(2024年)8月19日
札幌市デジタル戦略推進局情報システム部

項番	質問	回答
1	万が一、今後の半導体不足や紛争などの世界情勢の影響により、受注者の責任によらない事由で納期遅延となった場合は、契約の解除、参加停止措置、賠償請求、違約金請求等のペナルティを科すことなく、契約期間変更等の協議に応じていただけますでしょうか。	万が一、納期に間に合わない事態が判明した（予測される）場合は、速やかにご報告くださいますようお願いいたします（まずは、状況を確認をさせていただきます）。
2	保守料は賃貸借料に含めないという認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
3	翌年度以降予算削減または解除があり解約となった場合は、受注者は発注者にその損害を請求することは可能でしょうか。また、過去に上記理由により賃貸借期間中に契約を解除した事例はありますか。	中途解約を行った場合には、残リース相当額を精算いたします。また、当部での業務用ノート型パソコン賃貸借においては、過去に賃貸借期間中に契約を解除した事例はありません。
4	契約保証金につきまして、過去2年間で履行済みの契約がある場合は契約保証金は免除になりますでしょうか。	契約保証金の納付の免除については札幌市契約規則第25条の定めのとおりです。札幌市契約規則は本市公式ホームページで公開しております。
5	毎月の賃料の支払いについてです。賃貸借の当該月中に請求すれば翌月中に支払われるという認識でよろしいでしょうか。	毎月の賃料の支払については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第6条の定めのとおりです。（本市の検査完了後、受注者から適法な支払請求を受けた日から30日以内に支払います。）
6	設置場所の建物は耐震構造になっておりますでしょうか。	賃借するノート型パソコンは、耐震構造の建物に設置します。